

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国・地域の意匠権の効力範囲及び侵害が及ぶ範囲
に関する調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

1 4. ベトナム【実体審査あり、ハーグ協定未加盟】

1 4. 1. 制度の枠組み

- (1) 意匠は、ベトナム知的財産法³¹³(法律 36/2009/QH12 号、以下「法」という場合もある。)の第Ⅲ部「工業所有権」(法第 58～156 条)により保護されている。
- (2) 意匠保護の対象は、ベトナム知的財産法において「工業意匠とは、形状、線、寸法、色彩又はそれらの組み合わせにより表現された製品の外観である」と規定されている(知的財産法第4 条)。
- (3) 意匠出願は、ベトナム知的財産庁(National Office of Intellectual Property 以下、「NOIP」という。)に行い、意匠出願は方式審査(法第 109 条第 1 項)及び審査請求がなされた出願について実体審査が行われる(法第 113 条第 1 項、第 114 条第 1 項)。
- (4) 何人も公開後から登録前に NOIP に対して異議申立てをすることができる(法第 112 条)。
- (5) 意匠権の効力期間は、付与日に始まり出願日から 5 年の終りに満了し、5 年を単位とする 2 連続期間更新可能な効力とされる(法第 93 条第 4 項)。
- (6) 登録意匠に関しては、NOIP へ登録を無効とすることを請求することができる(法第 96 条)。
- (7) 保護された意匠を具現化した外観を備えた製品を製造すること、流通させること、輸入すること等を「実施(行使)」と定義し(法第 124 条第 2 項)、意匠権者は他人の当該行為を禁止すること、他人が行行使することを許可する権利を有するとされる(法第 123 条)。
- (8) また、意匠権の侵害行為として、(登録)意匠若しくはそれとほとんど異なる他の意匠を実施することと規定されている(法第 126 条第 1 項)。
- (9) 権利行使の制限としては先使用权(法第 132 条第 1 項)以外には特段の規定はない。
- (10) 間接侵害については特に規定はないが、実施行為に意匠を具現化した外観を備えた製品を保管することが含まれており、直接侵害の一態様とされている(法第 124 条第 2 項(b))。
- (11) 他人の意匠権の侵害行為を犯した者は、当該侵害の内容に応じて民事救済、行政的救済又は刑事救済としての責任を負うとされる(法第 199 条)。民事的救済及び刑事的救済の裁判所の権限に属し、行政的救済の適応は、検察庁、警察庁、市場管理局及び人民委員会の権限に属するとされる(法第 200 条第 2 項、3 項)。
- (12) 民事的救済として、意匠権者は裁判所に差止め、損害賠償等の請求をすることができる(法第 202 条)。
- (13) 行政罰を受ける行為は、権利者等又は社会に対して損害を及ぼす侵害等とされて

³¹³ ベトナム知的財産法(2005 年 11 月 29 日裁可の法律第 50/2005/QH11 号(2006 年 7 月 1 日施行)を改正した 2009 年 6 月 19 日裁可の法律 36/2009/QH12 号(2010 年 1 月 1 日施行))<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm>(最終アクセス日:2014 年 2 月 14 日)

いる(法第 211 条)。また、行政罰は、警告あるいは罰金とされている(法第 214 条第 1 項)。

(1 4) 刑事罰は犯罪を構成する要因を有する意匠権の侵害行為を犯した個人に科される(法第 212 条)。

1 4. 2 意匠権設定までの運用

(1) 願書の記載

願書(工業意匠登録申請書)には、工業意匠の名称、国際意匠分類、出願人、代理人、創作者、出願人の署名、パリ優先権を主張する場合はその旨の記載、費用、願書添付チェックリストの記載が必要な事項とされる(省令 01/2007 ³¹⁴規則 33.4)。

ただし、国際意匠分類については、願書への記載は必須ではないが、分類が記載されていない場合、分類が間違っている場合は、NOIP はこれを修正し、分類費用が請求される。

願書に記載した意匠の特徴や物品の用途及び機能の説明は、意匠の認定にどのように影響をするかを NOIP に見解を求めたところ、NOIP 回答者の回答は次のとおりであった。

NOIP 回答者回答：

- ・機能については記載を認めず、削除させている。
- ・説明は、審査官が出願を理解するためのみに利用される。
- ・説明は、同一・実質同一、類似の判断(無効審判においては権利範囲の判断)に影響する。

ポイント 33.5.e(i)の要求に基づくと、意匠の説明は、意匠の特徴と物品の利用目的が記載されていることが好ましい。一方で物品の機能特徴は意匠の説明から除外されている。

(2) 物品名の表示

工業意匠の名称は、工業意匠が適用される製品の名称を記載する。NOIP 回答者によると、例えば、ボールペン、万年筆、サインペン、シャープペン等、具体的な製品名での記載が必要とのことである。

なお、ベトナムの実務者の見解では、GUI、アイコン等の画像自体が保護されることはなく、それを取り入れた物品の部分として保護されることになるとのことであった。現時点では、ベトナムにおいてそのような画像意匠が登録されたことはないとのことであった。

³¹⁴ 産業財産権に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その施行ガイドラインを提供する政府の 2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提供する省令(以下、「改正省令 01/2007」) <http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm>(最終アクセス日：2014 年 2 月 14 日)

(3) 図面提出要件

出願には、一揃いの写真又は図面が必要とされる(知的財産法第103条)。出願人は、工業意匠の写真又は図面を5部提出しなければならない。写真又は図面は、当該分野に関する平均水準の知識のある者がその工業意匠の本質を特定できる程度に保護請求の工業意匠の特徴を表現し、かつ下記の従ったものであることが必要である(改正省令01/2007第33.6)。

- a)写真又は図面は、明瞭で、明確に描かなければならない；図面は、実線で表示しなければならない；写真又は図面の背景は、単一色で、工業意匠と対称をなすものでなければならない。写真又は図面には、保護請求の工業意匠に係る製品だけを表示しなければならない(その他の製品を添付しない)。
- b)写真又は図面は、同じ縮尺で、工業意匠を表示しなければならない。写真又は図面の工業意匠のサイズは、90mm x 120mm より小さくはならず、190mm x 277mm より大きくはならない。
- c)写真又は図面は、決められた方向から、立体図、正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図の順序で工業意匠を表示しなければならない。図は、正面で表示されなければならない。
- d)対称の図のある工業意匠の場合には、写真又は図面には、対称の図が要らないが、明細部分に属する写真又は図面の列挙部分にそれを明確化しなければならない。
- e)展開可能な工業意匠(例：箱、包装など)の場合には、工業意匠の参照図は、展開された状態の工業意匠の写真又は図面で代替することができる。
- f)工業意匠の複雑さに応じて、保護請求の工業意匠の際だった特徴を十分に表示するため、その他の角度からの写真、立体図、部分の断面、拡大図、製品の組立部品の写真などが必要となる可能性がある。
- g)使用状態の異なる各製品(例：蓋のある又は畳める製品)の場合には、異なる状態の製品の工業意匠の写真又は図面を提出しなければならない。
- h)完成品の部品の工業意匠の場合には、完成品の部品の設置、使用の位置を表示する写真又は図面を有しなければならない。
- i)工業意匠の各バリエーションについては、それぞれについて本規則の規定に従い十分に表示する写真又は図面を提出しなければならない。
- j)製品セットの場合には、本規則の規定に従い、製品セットの立体図及びそのセットの各製品の写真又は図面を提出しなければならない。

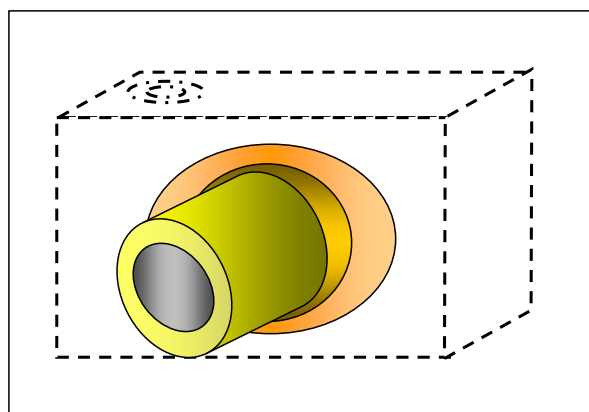
(4) 図面に記載した破線の意味

図面に記載した破線がもつ意味について、NOIPに下図のデジタルカメラの部分についての意匠を提示したところ次の回答を得た。

NOIP 回答者回答：

ベトナムでは部分的な意匠の保護はないとのことであった。このような部分の保護をもとめる出願がなされた場合は、方式要件を満たさないとのオフィスアクションが通知され、

出願人はこれに対して破線を実線に描き変える補正がすることができる。

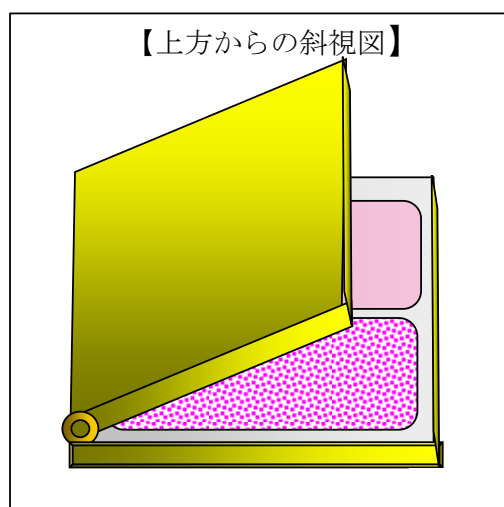


※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

デジタルカメラの部分についての意匠
(Design of a part of a digital camera)

(5) 図面又は写真によって開示されていない部分の扱い

下記の斜視方向から撮影した蓋を開いた状態の化粧品用ケースの写真一枚のみを NOIP に提示して意匠の認定について質問をしたところ以下の回答を得た。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)

(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone
(cosmetic case))

NOIP 回答者回答：

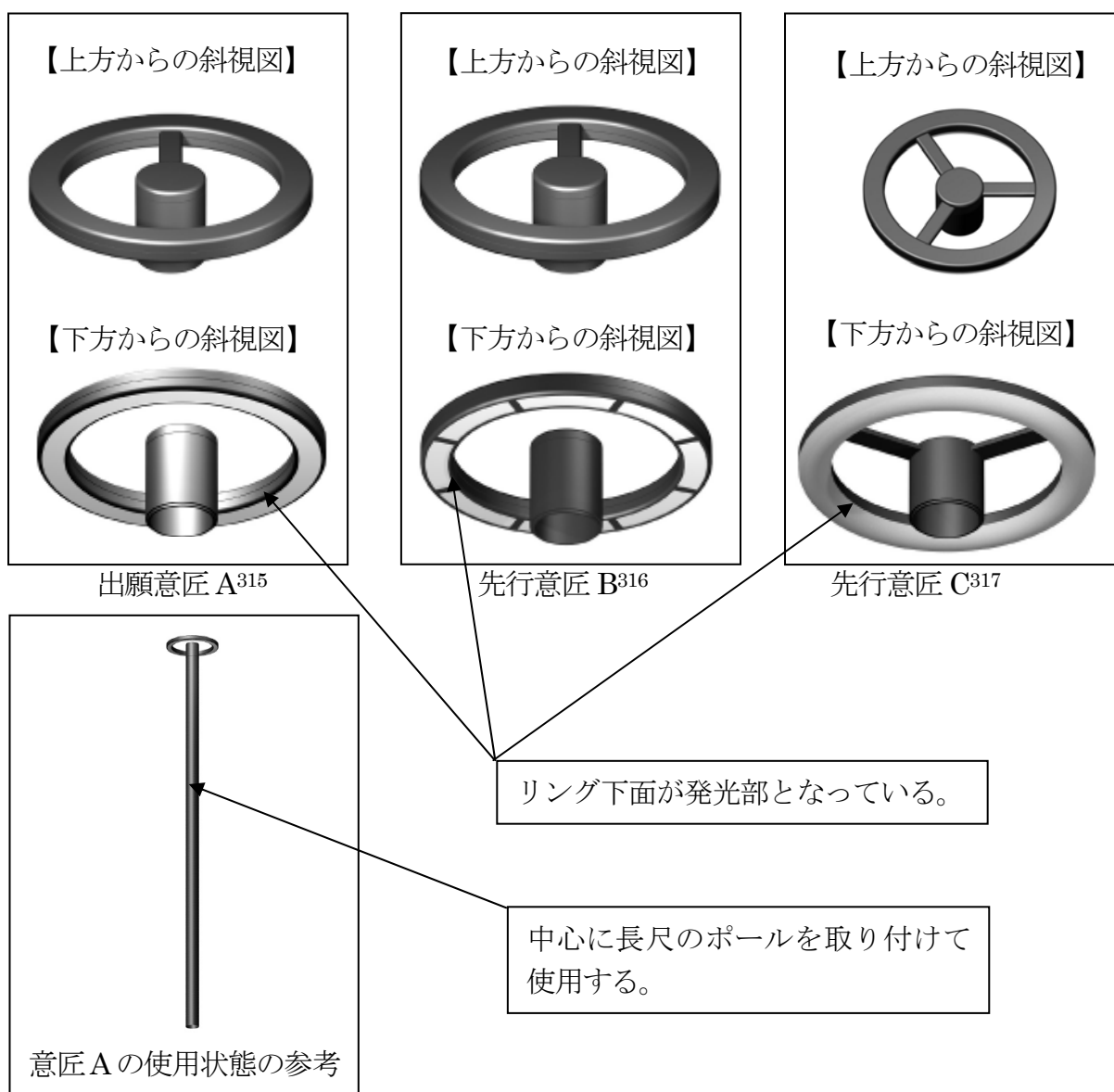
このような1図での出願は自国の規定に反し認定できない。したがって、開示が不十分であり意匠が特定できないので、出願を拒絶するとしている。六図面と斜視図(図面又は写真)は意匠出願に必須である。

(6) 複数意匠の関係

NOIP に以下のような判断例を示して、意匠出願が先行意匠によって拒絶されるかどうかの見解を求めた。

【判断例 1】

出願意匠 A、先行意匠 B、先行意匠 C は、いずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じであるが、出願意匠 A、先行意匠 B 及び先行意匠 C は互いに発光面(底面)の形状が異なり、先行意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。図面は CG で作成されている。



³¹⁵ 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

³¹⁶ 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

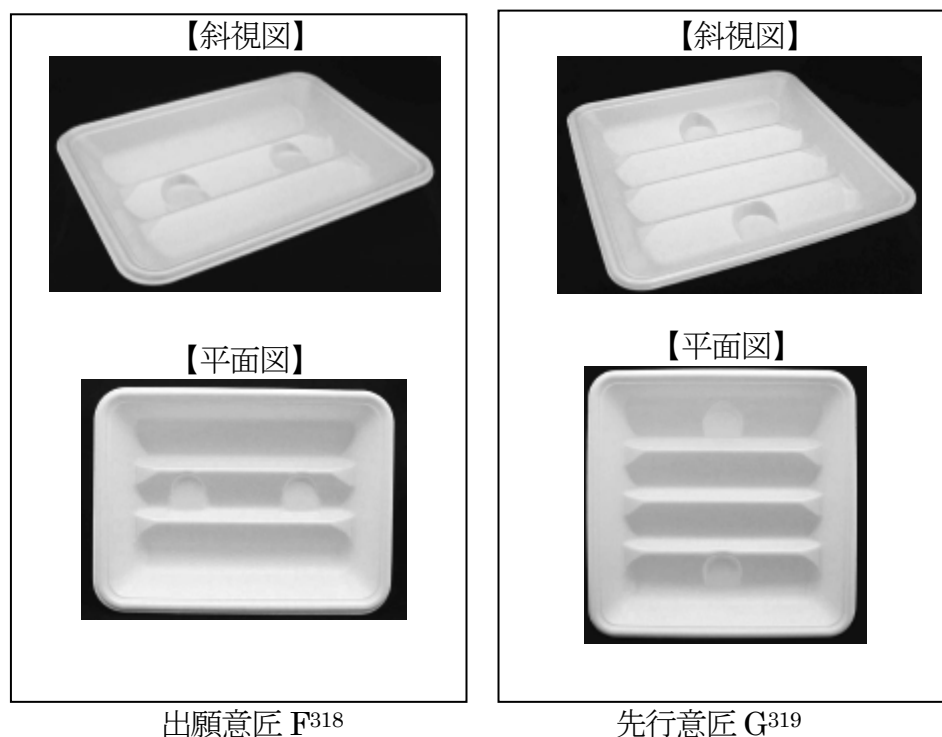
³¹⁷ 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

NOIP 回答者回答：

意匠 A についての出願は、先行意匠 B によっては拒絶され得るが、先行意匠 C によっては拒絶されない。

【判断例 2】

出願に係る意匠 F 及び先行意匠 G は物品が包装容器で同じであるが、先行意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が意匠 F とやや異なる。



NOIP 回答者回答：

意匠 F についての出願は、先行意匠 G によって拒絶とはされない。

(7) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の扱い

パリ条約による優先権主張は、法第 91 条に規定され、その具体的な運用は政令 103/2006 ガイドライン第 10 条に規定されている。

パリ条約による優先権の主張を伴う出願の優先権が有効であることを確認するために、優先権証明書に記載すべき項目は、NOIP 回答者の見解は以下のとおりであった。特に、優先権書類を発行した IP 当局と同様に、担当審査官は優先権書類の出願番号を考慮しなければならないとのことであった。

- ・ 出願日
- ・ 出願人

³¹⁸ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

³¹⁹ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)

- ・製品の名称
- ・図面

(8) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の記載と優先権証明書の記載との相違
 パリ条約による優先権主張を伴った意匠出願の願書又は図面の記載が優先権証明書の記載と違っていた場合にどの程度の違いであれば優先権が認められるかについての NOIP 回答者の回答は以下のとおりであった。

NOIP 回答者回答：

- ・表現物の表現形式の変更(例えば、線図を写真に変更など)
- ・表現物の軽微な変更

パリ条約による優先権証明書に、保護を求める部分を実線で示し、全体を破線で表現した意匠を、すべて実線で表現した物品全体の意匠に変更して出願をした場合にパリ優先権主張は認められるかを質問した。NOIP 回答者の回答は次のとおりであった。

NOIP 回答者回答：

パリ条約による優先権証明書に、破線であっても物品の全体が開示されていると認定し、物品全体の意匠についての出願の優先日が認められる。

色彩の変更については以下の NOIP 回答者の回答を得た。下表のように例示した変更はすべて認められるという回答であった。

	優先権証明書	変更	ベトナムへの出願
■	色彩付き線図	→	色彩なし線図
■	色彩なし線図	→	色彩付き線図
■	色彩付き線図	→	モノトーン陰影図
■	モノトーン陰影図	→	色彩付き線図
■	カラー写真	→	色彩なし線図
■	色彩なし線図	→	カラー写真
■	カラー写真	→	モノトーン写真
■	モノトーン写真	→	カラー写真

(9) グレースピリオド(新規性喪失の例外規定)

意匠出願が、学術的発表の形態、ベトナム国内博覧会又は公式若しくは公認の博覧会に展示された日から、6 か月以内に出願された場合は、新規性を欠くことはない(法第 65 条 (4)(b)(c))。グレースピリオドに関する情報は意匠公報に掲載されることはない。グレースピリオドの運用について、NOIP 回答者からの回答が次のように得られた。

NOIP 回答者回答：

猶予期間請求の提示を出願人に要求する具体的な規定は存在しないので、実際、出願人は意匠の審査官から連絡を受けた後でも、実体審査中に猶予期間の請求を提出することができる。猶予期間の請求があった場合、この情報は審査手続を担当する担当審査官によって考慮されるべきことである。

(10) 保護要件

法第 63 条に、新規であること、創造的であること、産業上の利用可能性があることが、意匠の保護要件とされている。また、法第 65 から第 67 条までに各要件についての詳細が規定されている。

また、法 109 条及び法 119 条に従い、意匠登録出願は出願日から 1 か月以内方式審査が行われ、法 110 条に従い、当該出願が方式上有効であるとして受理された日から 2 月以内に公開される。

また、方式上有効として受理された意匠登録出願は、法 114 条及び法 119 条に従って、実体審査が、公開日から 7 か月以内に行われる。

先行意匠との判断を要する保護要件は何か及びその判断主体について、NOIP 回答者から次の回答を得た。

NOIP 回答者回答：

新規性(Novelty)	厳密には定義されていないが、「新規性」は意匠の技術において、その技術分野における通常に熟練した者の観点から決定されるとしている。(法第 65 条、通達 01 のポイント 35.6.a、意匠審査基準の 42 項、43 項)
創造性(Creativity)	「創造性」は意匠の技術ににおいてその技術分野における通常に熟練した者の観点から観点から決定される。(法第 66 条、通達のポイント 35.6.a、意匠審査基準の 44.1 項)

また、ベトナムの実務者に新規性と独創性の判断主体についての見解を求めたところ以下の回答を得た。

ベトナム実務者回答：

新規性

新規性に関して判断主体については規定されていない。このため、いかなる観点から新規性を判断するかという問題に対する答えは明確ではない。しかし、実際には、新規性は創造性と同様の、すなわち「当業者」の観点により判断される場合が多いようである。現在までに、ベトナム国内の裁判所が工業意匠に関する紛争を扱った例は非常に少なく、また一般の有効性及びいかなる観点によるかという問題を扱った事例は存在しな

い。工業意匠の新規性判断に関する実際的経験は主に、NOIP が扱った事例に基づいている。NOIP は、法第 63 条の定める 3 つの要件すべて（即ち、新規性、創作性及び産業上の利用可能性）を同一の観点から決定しているようである。具体的には、意匠の新規性を判断する際には、NOIP の審査官はまず、意匠の持つ本質的な特徴がいかなるものであるかを確定し、その後、意匠の本質的特徴の集合体と、引用される意匠それぞれとの比較分析を行う。このような意匠の本質的及び非本質的特徴を判断する作業には、「直接利用者」が有する技能とは異なる特定の技能 が必要となる、

創造性

創造性は、「当業者が容易に意匠を創作することができない場合」に意匠は創作性を有すると規定する法第 66 条に従い、「当業者」の観点から判断される。「当業者」の概念は、科学技術省発行の『改正省令 (Circular) 01/2007』又は NOIP の『工業意匠審査に関するガイドライン (Guidelines on Examination of Industrial Design)』等の知的財産法の履行に関する「法的な」文書にてより詳細に定義されている。工業意匠又は発明特許は同一の当業者に対する概念を共有する。具体的には、『改正省令 01/2007』の第 23.6 a 項によれば、「当業者」とは、一般的な技術技能を有し、意匠における一般に入手可能である公知の知識を熟知している者をいう。国家知的所有権庁発行の『工業意匠審査に関するガイドライン』の第 44.1 条においては、当業者である人物は、その開示される言語や国を問わず、かつ文書の形式で開示されたかにかかわらず、出願日までに一般に開示されたあらゆる意匠に関する情報に精通していることが必要不可欠であると記載されている。しかし、いかなる観点によるかという問題が工業意匠の有効性を扱った事件において議論されたことはない。上述の法律による定義を超えて当業者の概念を理解する上で役立つことのできる判例のない現状では、工業意匠の新規性、創作性及び産業上の利用可能性に関する判断は、自らを当業者とみなす国家知的所有権庁の審査官による主観的な見方に負うところが大きいようである。

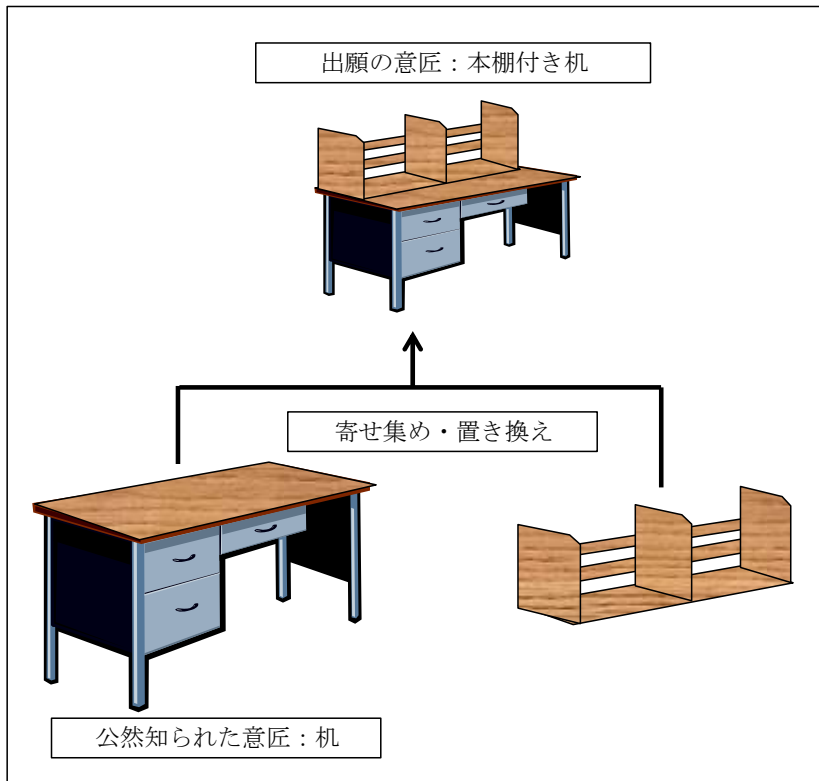
(1 1) 創作非容易性に関する参考判断例

以下の日本における創作非容易性についての判断例について、登録されるかの判断が NOIP 回答者から得られたので紹介する。

【判断例 1】

その意匠の属する分野において、本立てを机に組み合わせること。

“本棚付き机”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

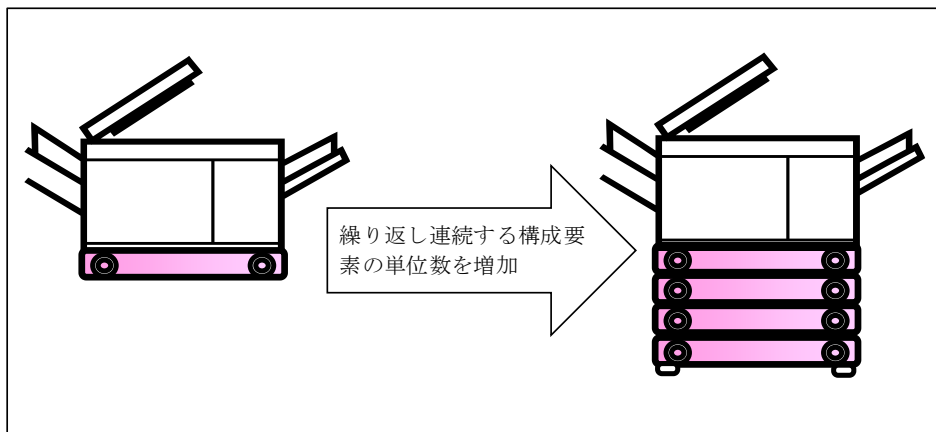
NIPO 回答者回答：

意匠登録を受けられない。

【判断例 2】

同じ引き出しの形状を有する電子複写機等の分野において、公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を適宜増減させること。

“電子複写機”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

NIPO 回答者回答：

意匠登録を受けられない。

【判断例 3】

その意匠の属する分野において、おもちゃの形状を乗物の形状に模すること。
“Toy Motorcycle”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

NIPO 回答者回答：

意匠登録を受けられない。

1 4. 3. 意匠権設定後の運用

(1) 願書の記載と権利範囲

物品名と意匠権の関係についてベトナムの実務者の見解を得た。

ベトナムにおいては、改正省令 01/2007 第 33.5a 項により、願書に記載する工業意匠の名称は「意匠を取り入れた製品の種類の名称」でなければならない。しかし、権利範囲が名称として記載される特定の製品に限定されるか又はその他類似する製品を含めるかどうかは法律上明確ではない。実際には、類似する製品にまで権利範囲が拡大された権利侵害の事件は多くないため、いかなる範囲の類似性をもって製品が意匠権を侵害するとみなさ

れるのかを判断する上で役立つとはいえない。NOIP の一部の審査官によれば、意匠権の保護対象に属する類似製品は、意匠の名称として記載された製品と同一の機能及び利用目的を有するものでなければならないとされている。また、意匠を取り入れた製品の機能及び利用目的は、工業意匠登録の際に願書の明細書に記載しなければならないとされ、権利範囲に影響を及ぼす要素の一つとみなされる。

意匠分類の役割についてのベトナムの実務者の見解を求めたところ、下記の3点についての回答があった。

- ・ 出願に係る意匠の属する意匠分野若しくは製品分野を決定するものである。
- ・ 出願に係る意匠の物品に類似する物品や物品分野を決定するものである。
- ・ 出願管理や、サーチを効率化するためのものである。

このことから、願書に記載した意匠分類は権利範囲を決定するものではないが、類否判断には参酌されるものと解される。

また、同実務者に、願書に記載した意匠の特徴や物品の機能及び用途の説明はその権利範囲に影響するかの見解を求めたところ、下記の回答が得られた。

- ・ 説明は、同一・実質同一・類似の判断の要素となり、権利範囲に影響を与える。
- ・ 説明が権利範囲に影響をする場合、用途及び機能が違う物品には意匠権の効力は及ばない。

改正省令 01/2007 第 33.5 項により、工業意匠の登録のための願書は、意匠の明細書を含む必要があり、明細書には以下の要素が含まれる。

- 意匠の名称
- 意匠を使用する目的と分野
- 最も類似する意匠
- 写真又は図面の一覧表
- 意匠についての記述
- 権利請求（あるいは保護の範囲）

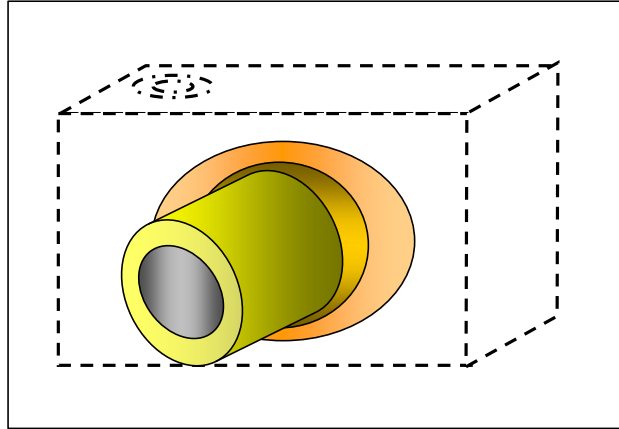
意匠の特徴又は意匠を取り入れた物品を使用する目的や機能の説明を含め、上記の要素はすべて、意匠の権利範囲を決定する要因となる可能性がある。「権利の範囲は異なる目的及び機能を有する他の物品には及ばない」との考えであるが、現時点では上記を確定するための法的規定又は事例は存在していない。

(2) 登録意匠の権利範囲の参考判断例

ベトナムの実務者に意匠の図面を提示して見解を求めたところ、以下のとおりであった。

【参考判断例 1】

図面に記載した破線がもつ意味について、ベトナムの実務者に下図のデジタルカメラの部分について意匠を提示した。



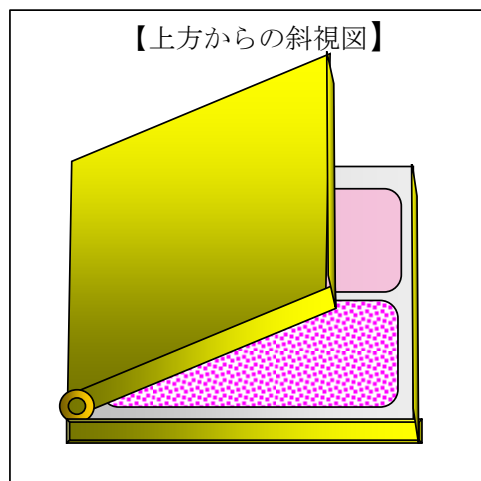
※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

デジタルカメラの部分についての意匠
(Design of a part of a digital camera)

ベトナム実務者回答：

上記に例示された部分的な意匠はベトナムにおいては保護の対象とならない。工業意匠審査に関するガイドライン第 10.1 条により、ベトナムで保護対象となるためには、意匠が「特定製品への利用可能性を有する」ことが必要である。「特定製品への利用可能性」は、物品の一部が「独立して流通」する場合に限り、物品の一部に関してその要件満たすことができる。本ガイドライン第 10.4 条において、「独立して流通する」という概念とは、一定の数量で生産され、物品全体の機能に影響を及ぼすことなく交換することができる最終製品の「部品又は構成要素」を含むものと記載されている。物品全体から取り外し、あるいは物品を破壊することなく取り外すことができず、また交換の目的のために製造された類似する部品が存在しない場合において、物品の部品は本要件に合致しないものとみなされる。

【参考判断例 2】



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

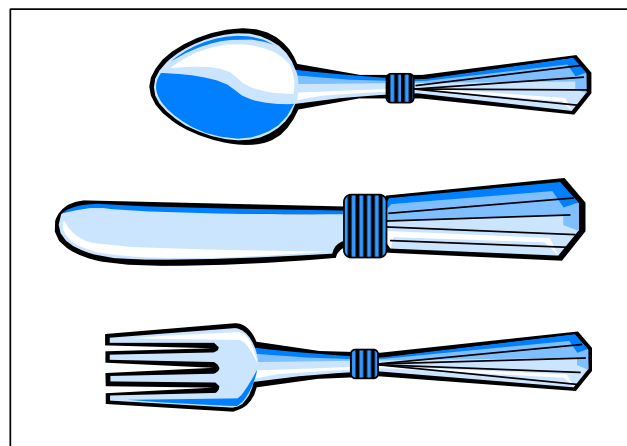
一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)
(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone
(cosmetic case))

ベトナム実務者回答：

改正省令 01/2007 第 33.6 項の規定により、工業意匠の登録のためには、出願の際、当業者がそれをもとに意匠を特定できるような意匠の特徴すべてを表示した写真や図面数点の提出が必要である。そのため、写真又は図面は、意匠の斜視図、正面図、背面図、右側面図、左側面図、上面図、底面図を含む必要がある。意匠の特徴を完全に特定するために必要な場合、意匠の複雑さに応じて、審査官より横断図、拡大図等、その他の写真又は図面を求められる場合がある。したがって、上記のように単一の視点のみで表示された工業意匠は、ベトナムでの登録においては承諾されず、保護されない。

(3) 意匠の単一性

日本で認められている下図のような組物「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」の意匠がベトナムでも認められるか、また、認められる場合に、権利範囲は組物の意匠全体の実施にのみ及ぶのか、あるいは単独の物品の実施にも及ぶのかベトナムの実務者の意見を求めた。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

柄部の特徴的な意匠が共通するスプーン、フォーク、ナイフのセット
(A set of a spoon, folk and knife which share the distinctive design of the handle part)

ベトナム実務者回答：

スプーン、フォーク、ナイフのセットは一意匠として出願することができる。明細書の記述枠内において、当業者が各意匠に共通する特徴を特定できるよう、組物である各物品を包含する意匠について詳述することが必要となる。上記を例とすれば、組物を構成する物品の各意匠について個別に詳述した後、それらの意匠に共通する特徴について以下のように説明する。

「これらスプーン、フォーク及びナイフの組物は、柄の部分の意匠に共通の特徴を有する。

柄の部分は、柄の端にかけて徐々に幅が広がる細長い形状を持つ。

主要部分につながる柄の一端は、紐で斜めに結ぶように設計されている。

反対側の柄の端は、クロスカットにより先端が尖っている。

柄の部分は、対称的な2つの部分から構成されており、一方は無装飾で、もう一方

は縞模様の装飾が施されている。」

改正省令 01/2007 第 33.2b 項より、工業意匠登録の出願は「各物品が個別の工業意匠を有し、組物である物品の中の 2 つ以上の工業意匠につき保護を請求する場合において」単一性の要件を満たすとみなされる。上記の条項における解釈では、組物である物品のうちの 1 つの物品を包含する工業意匠は、同一の組物のうちのその他の物品を包含する工業意匠から独立して存在するとみなされるため、個別に保護する必要がある。これらすべての工業意匠が単独かつ同一の出願として申請されることは、組物である物品全体に対する保護範囲を何ら制限するものではない。現時点ではこのような特定の問題を実際に扱った事例はない。

(4) 変化する意匠

立体形状の変形おもちゃなど物品がその機能に基づいて形状が変化する意匠の権利について、ベトナムの実務者の見解では、意匠権の効力は、変化の形態を表現したすべてについて意匠権に係る意匠の形態が同一か類似する場合に権利が及ぶとされる。

(5) 意匠登録の無効

保護証書の付与の日における保護条件を満たさなかった場合に、何人も意匠登録の無効を NOIP に請求することができる(法第 96 条(3))。NOIP の裁定委員会が当該審判請求を判断する。NOIP の判断を不服とする場合、無効請求者は科学技術省及び/又は行政裁判所に上訴することができる。

無効請求の運用を確認するために、ベトナムの実務者に無効事由とされる要件を質問した結果、以下の回答を得た。

知的財産法の第 96 条に基づき、工業意匠の登録取消の根拠には以下の例が含まれる。

- (i) 出願者が意匠登録を受ける権利を有していないか又は譲渡されていない。
- (ii) 登録が承認された時点で工業意匠が保護に関する条件を満たしていない。

無効申請は基本的に NOIP により審判が行われる(意匠の有効性に関する紛争は、本事項に関する NOIP による判断に対する上訴中のみ行政裁判所において提起される)。裁判所及び NOIP 判断はベトナム国内において公表されず、当該情報への一般のアクセスは不可能である。状況を把握している限りでは、NOIP に対し意匠無効を請求した事例は非常に少なく、NOIP が自ら認可した意匠権を無効にすることはまれである。しかし、「金属棒」の意匠に関する部分的な登録無効の事例が公表されたことがあった。この意匠特許第 14163 号は金属棒の意匠の 10 の実施形態に対し登録されていたが、このうち第 1、2、4、6 番の 4 つの実施形態が意匠特許第 8106 号により保護される先行意匠と実質的に異なるものでないと判断された。これらの 4 つの実施形態は、NOIP の審決により無効とされた。

方式審査あるいは実体審査において拒絶の理由となるが無効事由とはならない要件について、NOIP 回答者の回答は次のとおりである。

NIPO 回答者回答：

図面が通達のポイント 13.7 と法第 109(2)(a)の方式要件は形式的に満たしていなかったという理由で意匠出願は拒絶されうる。意匠出願は更に、法 101 条(3)(b)に記載された申請書の統一という要求にも満たしていなかったことを理由として拒絶される。(この様な意匠出願は 2 つの実質的に異なる意匠が含まれている。)例え、このような出願がこれらの規定に反して登録されたとしても、上記に記載された理由で登録無効事由とすることはできない。

知財庁と裁判所の意匠権に関する判断の傾向についてベトナムの実務者に見解をもとめたところ次の回答を得た。

ベトナム実務者回答：

ベトナムでは知的財産権の侵害全般、特に意匠権侵害の問題が裁判所に提出されることはない。それゆえ、登録意匠とその権利を侵害しているとされる意匠の同一性、もしくは類似性に関する裁判所の判断の傾向については不明である。ベトナムでは、知的財産権の侵害全般、特に意匠権侵害の問題については、行政の執行機関による行政手続きによって扱われる。知的財産担当部局による類似性もしくは同一性の判断は、主に当該意匠が意匠保護に関する法的要求(独創性の基準を含む)を満たしているかを評価するという観点で行われている。一方、行政の執行機関により権利の侵害の有無が判断される際は、実際に当該意匠を使用した製品が商業利用されることにより一般の人々へ及ぼす混乱の度合いに注目することが多いようである。そのため、時には、登録意匠とその権利を侵害しているとされる意匠の同一性、もしくは類似性に関して行政の執行機関による意見と NOIP が下す意見が異なることもありえる。

知的財産法第 96 条 1 項により、登録済みの意匠が「登録が認められた時点での保護の条件を現在満たしていない」という根拠で失効する事があり得る。しかし「保護の条件」という概念が知的財産法第 63 条と第 64 条に基づく判断基準(主要な実質的条件を規定するもの)のみと解釈されるべきであるのか、あるいはその他の公式かつ実質的な検討基準まで拡大されるべきものなのか明確になっていない。NOIP の審議官もこの点で意見が分かれている(「保護の条件」は知的財産法第 63 条と第 64 条に限定されるべきと考える人とそれに反対する人がいる)。政府指針が示されていない事と意匠が無効になった事例が非常に少ない事が、この問題を不明確にさせている。実効上この点を問う事例がどのように結論付けられるかは不透明であり、その事例を担当する審査官の個人的見解に多く依存するものと考えられる。

ベトナム知的財産法(2005 年、2009 年改正)によれば、ベトナムにおける産業デザインの保護には以下の点が要求される。

- (a)新規性があること
- (b)独創性があること
- (c)産業上の利用が可能であること

ベトナム知的財産法(2005 年、2009 年改)によれば、第三者の申立てにより産業デザイ

ンの特許が無効とされるのは以下の場合である。

- (i)登録出願人が、登録を受ける権利を有さず、また当該権利を譲渡されてもいない。
- (ii)デザイン特許が認められた時点で、意匠の保護に関する要求事項を満たしていなかった。

産業デザインの特許を無効にする根拠は、形式的なものというより、実質的なものである。それゆえ、図面に関する要求事項は形式的なものであると考えられ、その要求を満たしていなかったとしても、デザイン特許を無効とする根拠にはなり得ないと思われる(図面に関する要求を満たしていない場合、形式の審査がなされる時点において意匠登録の申請自体が受け付けられない可能性はある)。

1 4. 4. 著作権との関係

意匠権と著作権の保護対象の関係を確認するために、NOIP に意匠権の保護対象と著作権の調整規定の存否について見解を求めたところ、以下の回答を得た。

NOIP 回答者回答：

実際には意匠法による内容の保護と著作権の関係を調整するための具体的な規定は存在しない。それゆえ、著作権侵害である場合に意匠権を行使することがあり、国内の施行当局や国民に対して深刻な混乱を及ぼしている。

1 4. 5. 意匠権侵害

1 4. 5. 1. 意匠権侵害についての事例検討³²⁰

意匠権侵害において、権利行使に有利な意匠の表現としてベトナムの実務者から以下の見解が得られた。

法第 103 条により、工業意匠の登録出願は「工業意匠の性質を表現し、すべての特徴を完全に明示するものであり、そしていずれの特徴が新しいものであるか明示的に特定する」ものでなくてはならない。さらに、改正省令 01/2007 第 33.5 条において、出願は「出願に同封された写真及び図面にて、工業意匠の性質及びその保護範囲を特定するに十分かつ必要である意匠のすべての特徴を完全に列挙する」必要があると明記されている。また、改正省令 01/2007 第 33.6 条において、写真及び図面は「当業者が当該写真及び図面をもとに工業使用を判定できるよう、すべての意匠の特徴を全体にわたり標示しなければならない」と定められている。この理由から、写真及び図面は、少なくとも意匠の斜視図、正面図、背面図、右側面図、左側面図、上面図、底面図を含むものでなくてはならない。意

³²⁰ 知財庁は審査上、登録可否の観点から類否を見ているが、実務者は、侵害・非侵害となるか等効力範囲の観点から類否を見ている。

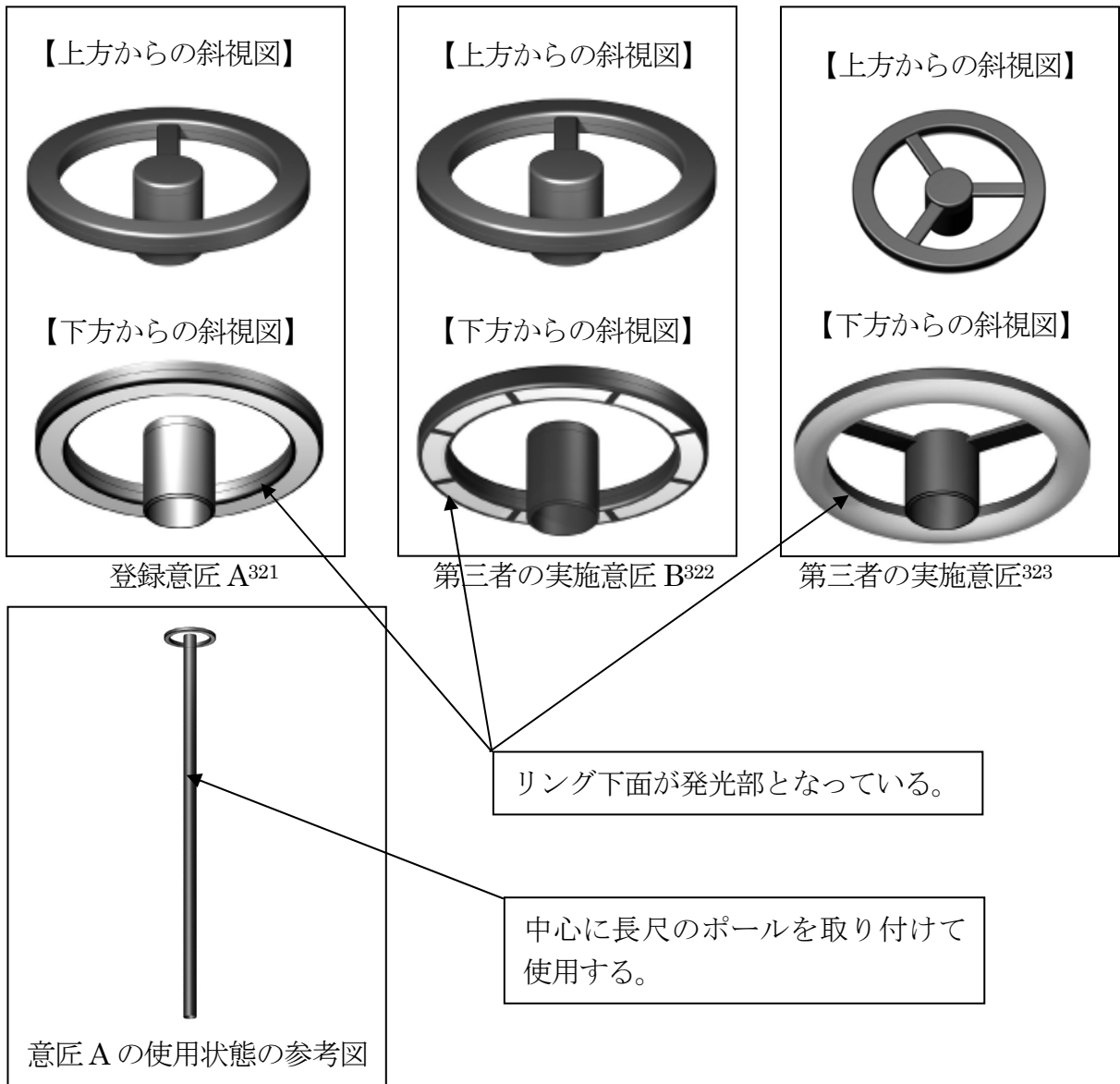
匠の特徴を完全に特定するために必要な場合、意匠の複雑さに応じて、審査官より横断図、拡大図等、その他の写真又は図面を求められる場合がある。意匠権の侵害が生じているか判断するために、裁判所(又は行政執行機関)は、侵害しているとする意匠が保護対象である意匠と実質的に異なるものであるか判断する必要がある。こうした判断は、登録時に開示された写真又は図面をもとに、保護対象の意匠の本質的特徴に関する記述を参考にして行われる。したがって、意匠を最大限まで開示することは意匠の性質を理解する上で役立つという点では望ましいが、実際上の理由から、意匠権者は登録の際に法令により要求される程度まで意匠を開示することで十分であると考えている。

ベトナム実務者に意匠の図面を提示して見解を求めたところ、以下のとおりであった。

【参考判断例1】

質問：

登録意匠 A、意匠 B、意匠 C は、いずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じであるが、登録意匠 A、意匠 B 及び意匠 C は互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、先行意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。意匠 B、意匠 C を第三者が販売している場合に、これらの意匠は登録意匠 A を侵害するか。



ベトナム実務者回答：

意匠 B は登録意匠 A を侵害するが、意匠 C は登録意匠 A を侵害しない。

意匠権の侵害が生じているかを判断するためには、侵害しているとする意匠が保護されている意匠と実質的に異なるものであるか判断する必要がある。このためには、侵害しているとする意匠との比較を行う前に、まず登録されている意匠の本質的特徴を確定する必要がある。上記の例において、意匠 B 及び登録意匠 A 両者が、中央に中空の支柱のある環状であり、環状部が細い棒によって支柱に連結していることがわかる。意匠 B は登録意匠 A と実質的に異なるものでないので、意匠 B は登録意匠 A を侵害していると判断される可能性がある。事実、意匠 B が登録意匠 A と異なる点は、発光面に複数の線が追加されている点のみである。このような線の追加は、2 つの意匠を区別するに十分な意匠の本質的特

³²¹ 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

³²² 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

³²³ 意匠登録第 421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

徴とみなすことはできない(改正省令 01/2007 第 33.7c 項、意匠の本質的特徴は「容易に判別でき、同種類の物品について他者と区別するのに十分かつ必要であるもの」でなければならない)。ただし、相違性の評価は先行意匠に大きく左右されるということも重要である。登録意匠 A に類似する先行意匠が数多く存在する場合、登録意匠 A の保護範囲が制限されることから、発光面への線の追加により意匠 B が登録意匠 A と実質的に異なるとみなされる可能性もある。

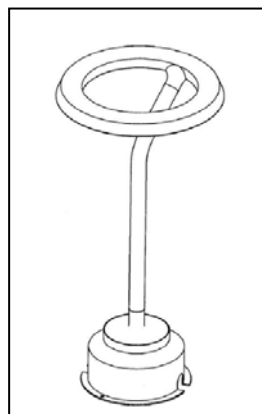
意匠 C に関しては、登録意匠 A と実質的に異なるとみなされ、登録意匠 A を侵害しないと判断される。実際、3 つの部分を接続する棒の特徴により、これら 2 つの意匠の視覚的な違いを容易に認識できる。

また、下記公知意匠を示して、意匠権の侵害に関してベトナムの実務者にヒアリングを実施し、以下の回答を得た。

質問：

侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠 A に対する以下の公知意匠が存在することが判明した。公知意匠は意匠 A の登録時の手続きでは考慮されていなかった。

このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断されるか。



公知意匠³²⁴

ベトナム実務者回答：

意匠 B および意匠 C が、登録意匠 A の権利を侵害していると判断することは可能と考える。以下にその論拠を示す。

裁判所における審理の中で、公知意匠の存在が見つかった。そのような意匠は A の意匠登録時には考慮されなかった。しかしながら、公知意匠が存在するにしても、A の意匠特許は有効である。というのは、ベトナムの法律では、第三者の請求により NOIP によって出された意匠登録無効の裁定が出されるまでは、すでに与えられた A の意匠特許は完全に有効とされるからである。意匠 A の有効な意匠特許があるため、また、意匠 B および C

³²⁴ 意匠登録第 1350510 号(単独登録)

は実質的に登録意匠 A と類似の特徴を持っているため、意匠 B および意匠 C は登録意匠 A の権利を侵害していると判断することは可能である。つまり、登録意匠 A を保持している者は、前述の有効な意匠権に基づいて、意匠 B および意匠 C に対する自らの権利を行使することができる。注意する点として、実際のところ、ベトナムでは知的財産権の侵害全般、特に意匠権侵害の問題が裁判所に提出されることはまずない。ベトナムでは、知的財産権の侵害についてはそのほとんどが行政の執行機関によって扱われる。この点に関連して、法的また実際には、知的財産権侵害の裁判の係争中に NOIP に意匠特許の無効申請が提出され、それが行政の執行機関に知らされた場合は、NOIP による無効審査が終わるまで侵害裁判は休止される。

ベトナム実務者回答：

意匠権の侵害有無を決定するには、侵害被疑製品のデザインが、保護された工業意匠と実質的に異なっているか判断しなければならない。そのためには、侵害被疑製品のデザインと比較する前に、登録済み意匠の実質的な特徴を決定づける必要がある。

例では、意匠 B も登録意匠 A も、中空の支柱を中央に持つ環についてであり、その環は細い棒で支柱につながれている。意匠 B は、登録意匠 A と実質的な相違が無いため、登録意匠 A の意匠権を侵害していると判断されるであろうと考える。実際、意匠 B が登録意匠 A と異なるのは発光体の表面にいくつか付けられた線においてだけである。これらの付け加えられた線だけでは、2つのデザインの差異を区別させるに足る実質的な特徴点とは考えられない(改正省令 01/2007 の第 33.7c 項では、デザインの実質的特徴点は「容易に判別でき、同種類の物品について他者と区別するのに十分かつ必要であるもの」でなければならないとされている)。

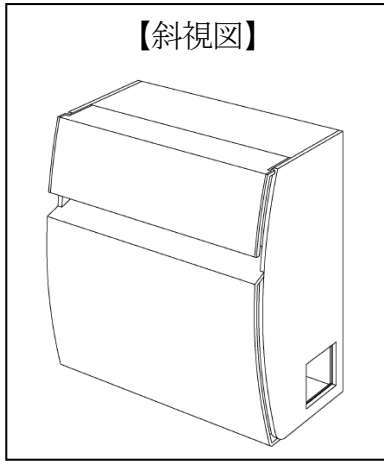
しかしながらそうは言うものの、相違点の評価は先行意匠そのものにかかなり依存するという事に留意が必要である。例えば、登録意匠 A に類似する先行のデザインが多数存在する場合、登録意匠 A に及ぶ保護の範囲が限定されたものとなり、よって意匠 B で追加された発光表面のいくつかの線は登録意匠 A と実質的に異なると考えられる可能性もある。

意匠 C については、登録意匠 A と実質的に異なると考えられた結果、登録意匠 A の意匠権を侵害していないと判断されるかもしれない。実際、接続する棒が 3 本あることで 2 つのデザインの差異が視覚的に容易に識別されるようになっている。加えて、意匠 C の環は登録意匠 A よりも細くなっており、電球も環のかなり外側に出ている一方、登録意匠 A では電球は環で覆われており環も太くなっている。

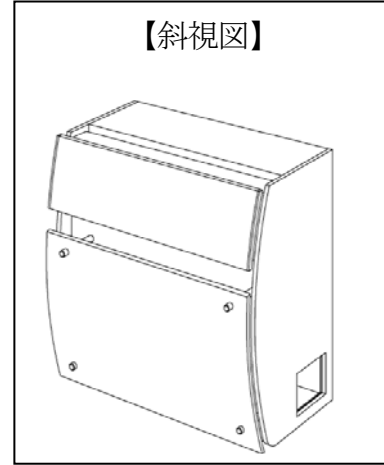
【参考判断例 2】

質問：

登録意匠 D、意匠 E は、いずれも物品が「郵便受箱」で同じであるが、意匠 E は前面カバーの形状が登録意匠とやや異なる。意匠 E を第三者が販売している場合に、この意匠は登録意匠 D を侵害するか。



登録意匠 D³²⁵



三者の実施意匠 E³²⁶

ベトナム実務者回答：

意匠 E は登録意匠 D を侵害すると判断できる。

意匠 E は、前面カバー下部の 4 つのツメや、郵便受け上面部の若干の変更等の重要な要素において登録意匠 D とわずかに異なる。すなわち、意匠 E は登録意匠 D と実質的に異なるとみなされるような要素を含まないことから、意匠 E は登録意匠 D と実質的に異なるものでなく、意匠 E は登録意匠 D を侵害すると判断されるであろう。

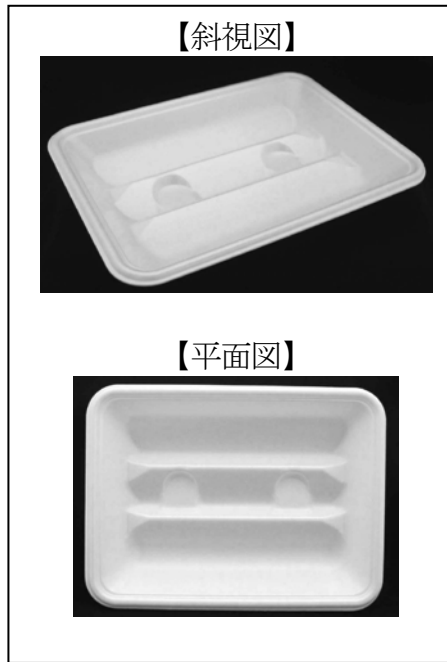
【参考判断例 3】

質問：

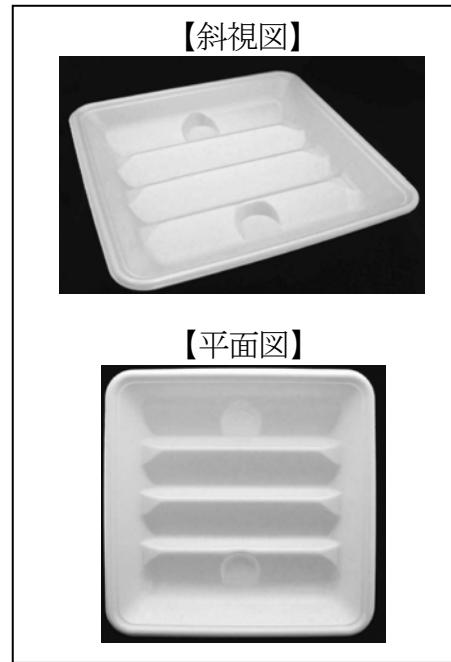
登録意匠 F、意匠 G は、いずれも物品が「包装容器」で同じであるが、意匠 G は全体の形状、底面の三角部の数、凹部の位置が登録意匠 F とやや異なる。意匠 G を第三者が販売している場合に、この意匠は登録意匠 F を侵害するか。

³²⁵ 意匠登録第 1374144 号(本意匠)

³²⁶ 意匠登録第 1411875 号(意匠登録第 1374144 号の関連登録)



登録意匠 F³²⁷



第三者の実施意匠 G³²⁸

ベトナム実務者回答：

意匠 G は登録意匠 F を侵害すると判断できる。

意匠 G は、登録意匠 F との比較において実質的に異なる要素を含まない。事実、底面の曲折した部分の本数及び凹状部の位置において、注目及び識別が容易ではない、些細な違いがあるに過ぎない。登録意匠 F の本質的特徴の単純な組み合わせであるとみなすことができる。したがって、意匠 G は登録意匠 F と実質的に異なるとみなすことはできない。しかし、ベトナムにおいては、類似性及び相違性の評価は審査官又は管轄当局の主観に左右される可能性があることに注意が必要である。

また、下記公知意匠を示した場合の意匠権の侵害に関して、ベトナムの実務者にヒアリングを実施し、以下の回答を得た。

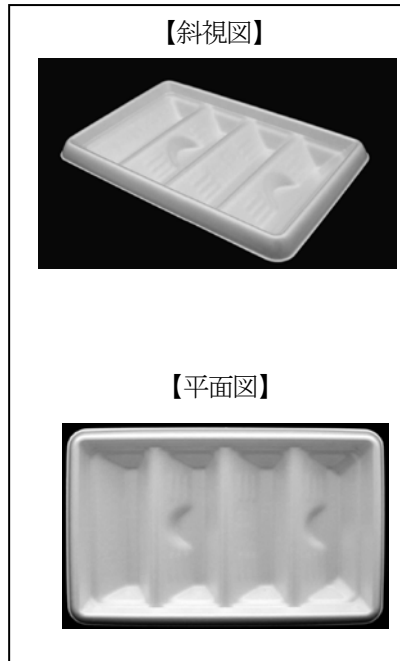
質問：

侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠 F に対する下図の公知意匠が存在することが判明した。公知意匠は意匠 F の登録時の手続きでは考慮されなかった。

このとき、意匠 G は、登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断されるか。

³²⁷ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

³²⁸ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)



公知意匠³²⁹

ベトナム実務者回答：

意匠 G は登録意匠 F の権利を侵害していると判断することは可能である。以下にその論拠を示す。

裁判所における審理の中で、公知意匠の存在が見つかった。そのような登録意匠は F の意匠登録時には考慮されなかった。しかしながら、公知意匠が存在するにしても、登録意匠 F の意匠特許は有効である。というのは、ベトナムの法律では、第三者の請求により NOIP によって出された意匠登録無効の裁定が出されるまでは、すでに与えられた意匠 F の意匠特許は完全に有効とされるからである。

登録意匠 F の有効な意匠特許があるため、また、意匠 G は実質的に登録意匠 F と類似の特徴を持っているため、意匠 G は登録意匠 F の権利を侵害していると判断することは可能である。つまり、意匠 F の意匠特許を保持している者は、前述の有効な特許権に基づいて、意匠 G に対し自らの権利を行使することができる。

注意できる点として、実際のところ、ベトナムでは知的財産権の侵害全般、特に意匠権侵害の問題が裁判所に提出されることはない。ベトナムでは、知的財産権の侵害についてはそのほとんどが行政の執行機関によって扱われている。

この点に関連して、法的また実際には、知的財産権侵害の裁判の係争中に NOIP に意匠特許の無効申請が提出され、それが行政の執行機関に知らされた場合は、NOIP による無効審査が終わるまで侵害裁判は休止される。

³²⁹ 意匠登録第 1314199 号(単独登録)

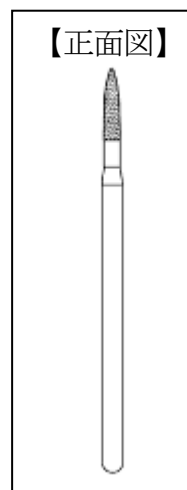
ベトナム実務者回答：

意匠 G は登録意匠 F に対して実質的に異なる要素が含まれていない。実際、底部にある角度の着いた部分の数とくぼんだ部分の位置が少々異なるだけでは容易に認知でき記憶に残る差異とはいえず、それ以外は意匠 G の実質的な特徴を単に組み合わせただけと考えられる。さらに、一般に知られている公知意匠があり、登録意匠 F と同様、角度のついた部分とくぼみを持つ部分という特徴を持ち、意匠 G と同様くぼみが 3箇所あったとした場合、意匠 G、上記の判断基準から考え、公知意匠と登録意匠 F から視覚的差異はない。したがって、意匠 G は登録意匠 F と実質的に異なるとは考えられず、意匠権を侵害していると判断される可能性がある。ただし、ベトナムにおいては、類似点や相違点の評価は審査官や所轄官庁の主観的判断にゆだねられる傾向にある事は留意が必要である。

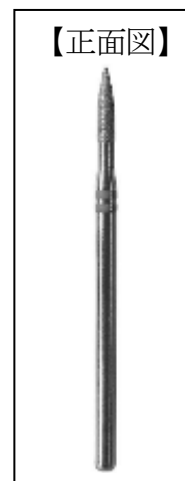
【参考判断例 4】

質問：

下の意匠 H 及び意匠 I はいずれも物品が歯科用回転器具で同一であり、意匠 H は登録意匠で、意匠 I は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 I は側部に、登録意匠 H にはない二重の輪状模様が付されている。このとき、実施意匠 I は、登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できるか。なお、意匠に係る物品である「歯科用回転器具」は、人工歯の形態を研削して修整するためのものであり、歯科用電気エンジン又は歯科用ハンドピースに装着して回転させながら使われるものである。また、本器具は軸対象に加工されている。



登録意匠 H³³⁰



第三者の実施意匠 I³³¹

ベトナム実務者回答：

意匠 I は登録意匠 H の意匠権を侵害しないと判断できる。

意匠 I が登録意匠 H と実質的に異なるかどうかを判断する上で、意匠 I の二重になった環状の部分を検討材料とすることができる。先行する歯科用回転器具が登録意匠 H と同一

³³⁰ 登録意匠第 1377111 号(本意匠)

³³¹ 登録意匠第 1377517 号(意匠登録第 1377111 号の関連登録)

の構造を有しているならば、意匠 I の二重の環状要素は実質的に異なるとみなすことが可能である。

特に、二重の環状要素は凸状又は凹状を形成することで、直ちに使用者に印象づけることができる。しかし、二重の環状模様を施した先行意匠が存在する場合には、登録意匠 H と意匠 I の間に実質的な相違はないものとみなされることになる。この例の限りでは、二重の環状模様を施した先行意匠が存在するという事実が明らかになっていないことから、意匠 I は登録意匠 H と実質的に異なるとみなされ、侵害は存在しないと判断することが可能である。しかし、ベトナムにおいては、類似性及び相違性の評価は審査官又は管轄当局の主観に左右される場合があることに注意が必要である。

14.5.2. 意匠権侵害の救済

意匠権の救済を求める機関は、裁判所、税関、行政機関であり、ベトナムの実務者から以下の見解を得た。

ベトナムの知的財産法において、一般的な知的財産権及び意匠権の侵害に対する救済は、行政手続又は民事訴訟手続（裁判所）、あるいはその両方を通じて取得することができる。損害への賠償を行う権限を有するのは裁判所のみであるが（行政機関は侵害者に対し行政処分を科すことができるが、損害賠償を科す権限はない）、ベトナムの意匠権者は裁判手続を効果の得られない選択であると考えられる場合が多く、行われることはまれである。非常に時間と費用がかかる反面、ベトナムの裁判官の知的財産権関連の事例に対する知識や経験が十分でなく、また知的財産権の固有性を踏まえた「事実認定」が利用できないこと、予備的差止命令の適用が困難であること、そして多額の損害賠償金を得られる可能性の低いことから、どのような結果が得られるかは予期できない。こうした理由から、当然意匠権者は自らの権利を行使するために行政措置を利用することが多くなる。司法ではなく行政による措置により、より迅速かつ有効な結果を得られることが示されている（ただし、救済は、罰金、侵害を防止するための差止命令、侵害する商品の破棄等の行政処分に制限される）。

以下の行政機関は意匠権行使の権限を有している。

- 科学技術省(MoST)下の産業財産権監査局
- 市場管理局
- 税関
- 地方の人民委員会(省及び県レベル)

上記のうち、科学技術省下の産業財産権監査局が知的財産権者により最も多く利用されるものと考えられる。科学技術省が国家知的所有権庁を監督する行政機関であり、知的財産権の侵害に効果的に対処するために必要な知的財産権関連の専門性を備えているとされることがその理由となっている。科学技術省の検査官は、ベトナム国内のその他の行政機関に比べて知的財産権の侵害に関してより優れた知識と経験を持つとされている。市場管理局もまた、知的財産権者により意匠権侵害の際に利用されるが、権限の範囲に制限があることから、市場の取引業者や店舗販売者が相手の場合に多く利用されている。

それぞれの機関のメリット、デメリットをまとめると以下のとおりとなる。

	メリット	デメリット
裁判所	<ul style="list-style-type: none"> -権利者は、差止救済を受けることができる。 -権利者は、損害賠償を受けることができる。 -権利者は、違反者による公的な謝罪及び是正を受けることができる。 -報道機関は知的財産権者を支持し、知的財産権関連の判例を積極的に報道する。 	<ul style="list-style-type: none"> -非常に時間がかかるため、費用が高い。 -裁判所は手続を「受理する」前に、訴訟を提起するための条件がすべて満たされていることを確認しなければならないため、非常に形式的である。 -知的財産権分野における知識及び経験が十分でないため、裁判官は専門家の意見なしに「受理」することを避けることから、準備期間が長引くことがある。 -裁判所での審理を行う前に、調停期間を実施する義務がある。 -知的財産権の固有性を踏まえた「事実認定」が不可能であること。権利者は、知的財産権を行使する上で適切でない民事訴訟法に基づいて利用できる一般の「事実認定」手続きを利用せざるを得ない。時間がかかり過ぎる場合は侵害者が証拠を隠滅し、違法行為を隠蔽する可能性が大きくなる。
警察(経済警察)	<ul style="list-style-type: none"> 警察が関与することで違反者に対し「抑止力的な」影響を与える。 	<ul style="list-style-type: none"> 警察は侵害に関する捜査に関与し、他の執行機関に協力することはできるが、意匠権の侵害に対する救済を行う権限を持たない。
税関	<ul style="list-style-type: none"> -効率的かつ迅速である。 -違反者に対する罰金及び行政措置が可能である。 -国境での権利を侵害する商品の監視を行うことが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> -損害に対する賠償がない。 -罰金は個人の侵害者に対し、2億5千万ベトナムドン(8900米ドル)、あるいは法的主体の場合には5億ベトナムドン(1万7800米ドル)を最高限度額として制限される -国境において意匠権を侵害する行為のみ(商品の輸入及び輸送)に

		権限が制限される。
科学技術省 (MoST) 下の産業財産権監査局	<ul style="list-style-type: none"> -より効率的であり、裁判所より迅速である。 -知的財産権侵害への対応におけるより優れた知識と経験がある。 -違反者に対する罰金及び行政措置が可能である。 -科学技術省の検査官は、違反者の敷地内において立ち入り捜査を実施する権限を持つため、違反者による証拠隠滅、違法行為の隠蔽が難しくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> -損害賠償がない。 -罰金は個人の侵害者に対し、2億5千万ベトナムドン(8900米ドル)、あるいは法的主体の場合には5億ベトナムドン(1万7800米ドル)を最高限度額として制限される。
市場管理局 (MMA)	<ul style="list-style-type: none"> -より効率的であり、裁判所より迅速である。 -違反者に対する罰金及び行政措置が可能である。 -科学技術省の検査官は、違反者の敷地内において立ち入り捜査を実施する権限を持つため、違反者による証拠隠滅、違法行為の隠蔽が難しくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> -損害賠償がない。 -罰金は個人の侵害者に対し、2億5千万ベトナムドン(8900米ドル)、あるいは法的主体の場合には5億ベトナムドン(1万7800米ドル)を最高限度額として制限される。 -取引行為(販売及び購入)並びに国内市場の意匠権を侵害する商品の輸送のみに権限が制限される。(商品の販売又は輸送を行う違反者に対する市場管理局の対応の結果として製造現場の発見に至った場合を除き、製造、保管等のその他行為は市場管理局の管轄に属さない。)
地方の人民委員会(省及び県レベル)	<ul style="list-style-type: none"> -より効率的であり、裁判所より迅速である。 -違反者に対する罰金及び行政措置が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> -損害賠償がない。 -罰金は個人の侵害者に対し、2億5千万ベトナムドン(8900米ドル)、あるいは法的主体の場合には5億ベトナムドン(1万7800米ドル)を最高限度額として制限される -権限は地域的に制限される。

意匠権者と被疑侵害者の意匠権侵害訴訟に至るまでのやり取りについては、ベトナム実務者より以下の見解を得た。

ベトナムでは義務ではないが、訴訟提起する前に違反当事者に対し侵害停止要求状を送付することが望ましい。違反者による証拠の隠滅及び／又は違法行為の隠蔽を防止できる知的財産権の固有性を踏まえた「事実確認」が利用不可能であり、かつ多額の賠償金を取得できる可能性が低いため、民事訴訟は、ベトナムの意匠権者にとっての権利行使における最終手段とみなされている(侵害停止要求状又は行政措置等の他の手段から得られる結果が意に満たない場合に限り、裁判所を利用するなど)。通常の場合、知的財産権者は侵害停止要求状(相手方当事者により行われた侵害行為の法的根拠を詳述し、侵害を停止するとともに権利者の有する権利を尊重することを書面により誓約することを要請する)を書留郵便により、自分自身が送付するか、あるいは法定代理人が送付する。知的財産権者は侵害停止要求状において、違反者に損害賠償金の支払いを要求することもできるが、取得できる可能性は高くはない。多くの場合、被疑侵害者は侵害を停止することを書面で誓約するものの、損害賠償の支払いは拒否する。また、被疑侵害者は侵害が存在しないとする根拠を説明した返信を権利者宛に送付する場合がある。時には、侵害停止要求状を無視し、権利者又はその代理人による直接的な介入があるまで返答を一切行わない被疑侵害者もいる。被疑侵害者が自発的に侵害を停止することを権利者が望めない場合、被疑侵害者を裁判所で追及するか又は管轄当局に訴訟を提起し、被疑侵害者を「罰する」ことができる。権利者が被疑侵害者と直接合意による侵害の停止を望まず、被疑侵害者を「罰する」ことで侵害を停止する場合、侵害停止要求状を送付せずに行政当局に訴訟を提起することが望ましい。上述のように、行政当局は違反者の敷地内において立ち入り捜査を実施する権限を有するため、知的財産権者にとってより望ましい結果を迅速に得られる可能性がある。権利者が損害賠償を取得しようとする場合には、侵害停止要求状を事前に送付することの有無にかかわらず、裁判所にて訴訟を提起しなければならない。

意匠権の類否判断による効力の範囲に関するベトナム実務者の見解は以下の通りである。知的財産担当部局による類似性もしくは同一性の判断は、主に当該意匠が意匠保護に関する法的要求(独創性の基準を含む)を満たしているかを評価するという観点で行われる。一方、行政の執行機関により権利の侵害の有無が判断される際は、実際に当該意匠を使用した製品が商業利用されることにより一般の人々へ及ぼす混乱の度合いに注目することが多いようである。そのため、時には、登録意匠とその権利を侵害しているとされる意匠の同一性、もしくは類似性に関して行政の執行機関による意見と NOIP が下す意見が異なることもありえる。例えば、あるおもちゃの車の意匠は、意匠登録された(本物の)車に類似していることを理由に、保護されないか可能性もある。しかしながら、そのおもちゃの車の製品は、意匠に関して本物の車の権利を侵害しているとはみなされない可能性もある。

1 4. 5. 3. 意匠権侵害に関する判例

意匠権侵害に関する判例をベトナムの実務者に問い合わせたが、裁判所及びその他関係当局の審判はベトナム国内において発表されることなく、またかかる情報への一般のアクセスは不可能とのことであった。さらに、非公式の情報源から情報を取得することは可能

であるものの、これをしてはいないので、現時点では知る限りにおいて、意匠権の範囲に関する紛争の事例はないとのことであった。

1 4. 6. 税関・警察等での取締り

(1) 意匠権の輸出入の国境管理措置として、権利侵害容疑のある商品に係る税関手続の停止が規定されている(法第 216 条)。

(2) 国境措置の適用を請求する者は、資料及び証拠を提出することにより意匠権者であることを立証する必要があり、また、侵害容疑の商品を特定し発見するのに十分な情報を提供しなければならないとされる(法第 217 条)。

(3) 管理措置に服した商品が意匠権を侵害していないと認められる場合は、当該措置に服した者に対して損害賠償等を支払わなければならないとされる(法第 217 条)。

(4) 侵害品の取締りは経済警察により執行される。

ベトナムの実務者よりベトナム税関における意匠権侵害の取締りについて見解を求めたところ以下の回答を得た。

ベトナム実務者回答：

ベトナムは、世界貿易機関 (WTO) の TRIPS 協定 (知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)に参加しているため、同協定の第 52 条 (申立て) および第 58 条(職権による行為)にある、疑いのある物品に関する出入国管理のための税関手続きは、ベトナム知的財産法 (2005 年、2009 年改正) 、ベトナム関税法(2001 年)、および第 44/2011/TT-BTC 号通知(2011 年 4 月 1 日付)等の法律にも反映されている。

税関職員による職権による行為に関して、法律には以下のとおり規定されている。「知的財産権の保護のための申請あるいは要請が書面によりなされていないが、税関の検閲時に知的財産権の侵害が疑われる輸入物品を発見した場合は、税関支部の長が (1) 権利を侵害しているとされる物品の検査を指揮し、そのサンプルを入手し、もしくは写真を撮影し、また、(2) 税関総局、あるいは地方税関の知的財産を担当する部署へ相談し情報交換を行い、権利を侵害しているとされる物品を引き渡し、あるいは差押えを行う。」(第 44/2011/TT-BTC 号通知 8 条 3 項)。実際に、職権による行為が行われる場合は同様の手続きが取られる。ベトナム国境における対策について Website に説明がある³³²。

³³² <http://ipenforcement.most.gov.vn/exec/mapsexc>(最終アクセス日：2014 年 2 月 15 日)

ベトナム税関により押収された輸出入品が、最終的に意匠権を侵害していることが認められた場合、税関がその物品に対する処分を行う。税関が下す制裁には以下のようなものがある。(1) 警告の発令 (2) 5億ベトナムドン(約17,800USドル)以下の罰金 (3) 権利を侵害している物品の没収。税関が行う追加措置には以下のようなものが含まれる。(1) 権利を侵害している意匠から権利を侵害する要素を取り除くこと (2) 権利を侵害している要素を取り除くことができない場合は物品を廃棄すること (3) 権利を侵害している物品を国外へ送り返すこと (4) 権利を侵害している物品を輸入することにより得た利益を回収すること(2013年8月19日付 第99/2013/ND-CP号通知11条および19条)。

関税法第57条に基づき、知的財産権を保有する者は、自らの権利が侵害されたと信じるに足る十分な証拠がある場合、侵害被疑製品の輸出入の仮差し止めを税関当局に申請する権利がある。この権利を行使するためには、権利者は税関当局に対して手続き開始の申請を行わなければならないが、以下の2種類がある。

1.侵害製品の一般的監視要請

2.特定の輸出入取引に対する通関処理中断申請

1の場合、権利者は所轄税関に対して自らの知的財産権の記録を申請し、権利を侵害する製品の監視と摘発を依頼する。申請受理後30日以内に税関が受諾か却下の返答をする。却下の場合、税関当局は理由を付した書面を交付しなければならない。受託の場合、監視と摘発が1年間行われ、その更新も可能である。2の場合、権利者は所轄税関に対して侵害被疑品の輸入手続きの一時的な中断措置を申請し、万が一侵害嫌疑の根拠が無いと判断された場合、侵害の被疑者と税関に対して損害賠償を行う能力を担保するために預託金を支払う。この申請に対して、税関は申請受け取り後24時間に手続きを行わなければならない。その後、侵害被疑品の輸入手続きが10日間中断される。この期間中、権利者は自らの主張を取りまとめて提出し、税関はその製品が実際に意匠権を侵害しているか、その場合どのような行政措置を取るかを決定する³³³。

³³³URL:<http://www.haiquan.hochiminhcity.gov.vn/web/haiquan/thutuchq/sohuutritue/ttttjsessionid=1D162BB49A0B0A4149C76F2A119FAC09>(最終アクセス日:2014年2月15日)